

# 社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本県社会福祉の増進に貢献し、又は他の模範となるものを顕彰し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

## (表彰の範囲)

第2条 表彰は、次に掲げる表彰要件のいずれかに該当するものについて行うものとする。

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員（鹿児島市の区域を担当する者を除く。）として、過去15年以上にわたりその職務に精励し、かつ、功績が顕著である者であって、現に在職している55歳以上であるもの。

### (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)

訪問介護員(ホームヘルパー)として、過去18年以上（家庭奉仕員としての従事年数を含む。）にわたりその業務に精励し、かつ、功績が顕著である者であって、現に在職している53歳以上であるもの。

### (3) 相談員等

心配ごと相談所相談員、身体障害者相談員又は知的障害者相談員として、過去15年以上にわたりその業務に精励し、かつ、功績が顕著である者であって、現に在職している55歳以上であるもの。

### (4) 社会福祉施設の長又は職員

ア 社会福祉事業施設の長として、過去15年以上にわたりその業務に精励し、かつ、功績が顕著である者であって、現に在職している55歳以上であるもの。

イ 社会福祉事業施設の職員として、過去18年以上にわたりその業務に精励し、かつ、功績が顕著である者であって、現に在職している53歳以上であるもの。

### (5) 社会福祉事業関係団体の役職員

ア 社会福祉事業関係団体の役員として、過去15年以上にわたり社会福祉事業の発展のために貢献し、現に在職している60歳以上であるもの。

イ 社会福祉事業関係団体の職員として、過去18年以上にわたりその業務に精励し、かつ、功績が顕著であって、現に在職している53歳以上であるもの。

### (6) ボランティア及びボランティア団体等

ア 共同募金運動の推進のための奉仕者又は奉仕団体として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活動中のものであって、その活動が他の模範となるもの。

イ 社会福祉事業等を行うボランティア又はボランティアグループとして、過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活動中のものであって、その活動が他の模範となるもの。

ウ 企業等の団体として、社会福祉事業等の社会貢献活動を自ら行い、又は従業員等の行うボランティア活動に対する支援を行っているものうち、過去10年以上にわたり率先して活動又は支援を行い、現在なお継続中のものであってその活動又は支援が他の模範となるもの。

エ 社会福祉事業等ボランティア活動に取り組んでいる学校であって、過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活動中のものであって、その活動が他の模範となるもの。

### (7) 自立更生者

母子世帯又は父子世帯であって、自立更生者として他の模範と認められ

るもの。

(8) 地域福祉活動団体の役員

自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体の役員として、過去15年以上にわたり地域福祉活動を率先して行い、かつ、その功績が顕著であって、現在なお活躍している50歳以上のもの

(9) その他社会福祉の向上に特に功績のあった者

第1号から第5号までいずれの表彰要件にも該当しないが、第1号から第5号に掲げる職に従事した期間の合計が20年以上であり、かつ、功績が顕著である者であって現に第1号から第5号に掲げるいずれかの職にある55歳以上であるもの。ただし、二以上の職務に同時に従事している場合にあつては、在職期間の算定にあたり、重複して加算しないものとする。

2 前項第1号から第6号までの表彰は、鹿児島県社会福祉協議会会長、鹿児島県共同募金会会長、鹿児島県身体障害者福祉協会会長、鹿児島県手をつなぐ育成会理事長、鹿児島県精神障害者家族会連合会会長、鹿児島県母子寡婦福祉連合会会長のいずれかの表彰を受けているものを対象として行う。

ただし、知事が特に認めた者についてはこの限りではない。

3 第1項各号の要件に該当するものであつても、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

(1) 過去において、社会福祉功労者として、叙勲又は褒章を授与された者及び厚生労働大臣若しくは知事の表彰又は知事の感謝状を授与されたもの。

(2) 行政関係職員

(感謝状の授与)

第3条 感謝状の授与は、前条第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる職に従事する者のうち、在職期間が当該各号に規定する年数に満たないが、功績が顕著であつて、かつ、特別の事情のあると認められる者について行うものとする。

(被表彰候補者等の推薦)

第4条 市町村長は、第2条第1項各号のいずれか又は前条の規定に該当するものがあるときは、これを知事に推薦するものとする。

2 県の区域にわたり事業を行う社会福祉事業関係団体の役職員については、当該団体の長がこれを知事に推薦するものとする。

3 推薦に当たっては、別紙様式による推薦調書を提出すること。

4 各町村長にあつては、当該町村の区域を所轄する地域振興局又は支庁の長を経由して提出するものとする。

5 第2条第1項各号に規定する在職期間及び年齢等は、表彰を受けようとする年の4月1日現在を基準とする。

(表彰審査委員会)

第5条 この要綱の規定による表彰及び感謝状の受彰者の選考及び決定のため、別紙に定める職にある者を委員とする表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、前条の規定により推薦のあったものその他表彰するにふさわしいと認められるものの中から、被表彰候補者及び感謝状授与候補者を決定するものとする。

3 表彰審査委員会の事務局は ぐらし保健福祉部社会福祉課に置く。

(表彰等の時期)

第6条 表彰及び感謝状の授与は、別に定める日に行う。ただし、次条によるものの他、知事が特に認めたものはこの限りではない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、鹿児島県障害者保健福祉大会及び鹿児島県母子寡婦福祉大会における鹿児島県知事表彰については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県社会福祉大会表彰要綱（昭和29年8月制定）は、廃止する。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成8年度及び平成9年度における民生委員・児童委員に対する表彰は、各年度の4月1日現在で13年以上在職している74歳以上の者を対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。
- 2 改正後の第2条第1項第3号に規定する知的障害者相談員としての在職期間は、改正前の同号に規定する精神薄弱者相談員としての在職期間を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成13年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の社会福祉功労者に対する鹿児島県知事表彰から適用する。

(別紙)

表彰審査委員会委員名簿

職
くらし保健福祉部長
くらし保健福祉部次長
保健医療福祉課長
社会福祉課長
障害福祉課長
子ども家庭課長
子育て支援課長
高齢者生き生き推進課長
県社協常務理事
県共募常務理事